

令和4年度（令和3年分）の所得が上限額以上のため、児童手当が支給されなくなった方、児童手当の認定請求が却下された方へ

◆令和5年度（令和4年分）の所得が所得上限額を下回った場合

令和5年度（令和4年分）の所得が下表②所得上限額を下回った場合は、**各区子育て支援課への新規申請が必要です。令和5年度市民税納税通知書または税額決定通知書を受け取った日の翌日から、15日以内に申請いただいた場合、令和5年6月分から支給されます。**

電子申請も受け付けています。 [福岡市 児童手当 電子申請](#)  で検索。

【注意】

- ・申請には、市民税納税通知書等を持参してください。
- ・申請が遅れた場合は、申請月の翌月分からの支給となり、支給できない月が発生します。
- ・このお手紙は一般的なご案内であり、令和5年度（令和4年分）の所得が、所得上限額を下回った方に限定して送付しているものではありません。

◆所得上限額について

扶養親族等の数※1 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2
0人 (前年未だに児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

【支給金額について】
 ※児童を養育している方の所得によって異なります。左表の
 ・①未満の場合…児童手当
 (児童1人あたり月額10,000円
 または15,000円)
 ・①以上②未満の場合…特例給付
 (児童1人あたり月額5,000円)
 ・②以上の場合…支給なし

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
 ※2 「収入額の目安」は、給与収入のみの場合の収入額です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得上限額等と比較します。

【問い合わせ先】

福岡市児童手当コールセンター

TEL : 092-711-5484 FAX : 092-733-2504

受付 : 9 : 30 ~ 17 : 30 (平日のみ、月曜は ~ 19 : 00、令和5年10月31日まで)

